

土木工事設計変更ガイドライン新旧対照表(1/3)

頁	改定前(H29.4)	改定後(R6.12)
全体	ガイドライン(案)	ガイドライン
全体	請負者	受注者
全体	工事請負契約書第21条	工事請負契約書第22条
全体	工事請負契約書第22条	工事請負契約書第23条
全体	工事請負契約書第23条	工事請負契約書第24条
全体	工事請負契約書第24条	工事請負契約書第25条
全体	工事請負契約書第25条	工事請負契約書第26条
全体	工事請負契約書第26条	工事請負契約書第27条
全体	工事請負契約書第30条	工事請負契約書第31条
全体	工事請負契約書第43条	工事請負契約書第44条
全体	土木工事共通仕様書1-1-1-13	土木工事共通仕様書1-1-1-15
全体	土木工事共通仕様書1-1-1-14	土木工事共通仕様書1-1-1-16
全体	土木工事共通仕様書1-1-1-15	土木工事共通仕様書1-1-1-17
全体	土木工事共通仕様書1-1-1-41	土木工事共通仕様書1-1-1-44
全体	設計業務等委託契約書第38条(瑕疵担保)	設計業務等委託契約書第43条(契約不適合責任)
P1	<p>○公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項(基本理念)</p> <p>公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の請負者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約(下請契約を含む)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件・安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。</p>	<p>○公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第9項(基本理念)</p> <p>公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料(第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。)等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期(以下「工期等」という。)を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。</p>

土木工事設計変更ガイドライン新旧対照表(2/3)

頁	改定前(H29.4)	改定後(R6.12)
P1	<p>○公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第5項(発注者責務)</p> <p>設計図書(仕様書・設計書・図面)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額または工期の変更を行うこと。</p>	<p>○公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第12号(発注者責務)</p> <p>設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。</p>
P4	<p>○土木工事共通仕様書1-1-1-3(設計図書の照査等)</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	<p>○土木工事共通仕様書1-1-1-3(設計図書の照査等)</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</p>
P17	<p>○コンサルタント等の責による訂正・変更</p> <p>設計成果物に「瑕疵」がある場合、「設計業務等委託契約書第39条(瑕疵担保)」に示すとおり、設計・測量・調査業務請負者に対して相当の期間を定めて、その「瑕疵」の修補を請求することができる。</p>	<p>○コンサルタント等の責による訂正・変更</p> <p>発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、「設計業務等委託契約書第43条(契約不適合責任)」に示すとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</p>
P17	<p>瑕疵が想定される場合の設計図書の作成責任者確定フロー図</p>	<p>「契約不適合」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロー図</p>

土木工事設計変更ガイドライン新旧対照表(3/3)

頁	改定前(H29.4)	改定後(R6.12)
P18	<p>○請負者による訂正・変更 発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で瑕疵担保期限(軽微な瑕疵3年、重大な瑕疵10年)を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。 但し、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者(請負者)が訂正・変更を実施することができるものとし、この場合の費用は当該工事の変更設計に計上する。</p>	<p>○受注者による訂正・変更 発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で契約不適合責任期間を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。 但し、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者(受注者)が訂正・変更を実施することができるものとし、この場合の費用は当該工事の変更設計に計上する。</p>
P35	<p>設計図書……………仕様書、図面、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。(共1-1-1-2)</p>	<p>設計図書……………仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。(共1-1-1-2)</p>
P35	<p>特記仕様書……………共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。(共1-1-1-2)</p>	<p>特記仕様書……………共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。(共1-1-1-2)</p>
P35	<p>現場説明書……………工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事契約条件等を説明するための書類をいう。(共1-1-1-2)</p>	<p>現場説明書……………工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。(共1-1-1-2)</p>
P35	<p>書面……………手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印をしたものを有効とする。(共1-1-1-2)</p>	<p>書面……………工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。(共1-1-1-2)</p>